

千葉県環境審議会 鳥獣部会 議 事 録

日時 平成 24 年 3 月 22 日（木）
午前 10 時 30 分～午後 2 時 37 分
場所 千葉県自治会館 9 階
第 2 会議室

目 次

1. 開 会	1
2. 鳥獣部会長あいさつ	2
3. 千葉県有害鳥獣・三番瀬担当部長あいさつ	2
4. 議事録署名人の指名.....	3
5. 議案審議	
議案第1号 第3次千葉県特定鳥獣保護管理計画（ニホンジカ）の 策定について（案）	3
議案第2号 第3次千葉県特定鳥獣保護管理計画（ニホンザル）の 策定について（案）	1 1
議案第3号 第11次千葉県鳥獣保護事業計画の策定について（案）	2 0
6. その他	3 2
7. 閉 会	3 5

1. 開 会

司会 ただいまから千葉県環境審議会鳥獣部会を開催いたします。

委員の皆様には、御多忙中のところを御出席いただきまして、まことにありがとうございます。私は、本日の司会進行を務めさせていただきます千葉県自然保護課の始関でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

当審議会は、千葉県環境審議会運営規程第9条により原則公開となっておりますが、議案によっては非公開にすることもできます。

本日の議案は公開でよろしいのではと考えておりますが、委員の皆様、御賛同いただけますか。

(「異議なし」の声あり)

司会 それでは、本日御出席いただいております委員の皆様を御紹介させていただきます。

まず、当部会の吉田部会長です。

次に、向かって右側の委員を御紹介いたします。

岡委員でございます。

鈴木委員でございます。

小野田委員でございます。

次に、向かって左側の委員を御紹介いたします。

勝山委員でございます。

中村委員でございます。

安田委員でございます。

なお、木下委員、羽山委員におかれましては、所用のため本日欠席されるとの連絡がございました。

次に、事務局について御紹介いたします。

庄司 有害鳥獣・三番瀬担当部長です。

玉井 自然保護課長です。

自然保護課の鈴木副参事兼鳥獣対策室長です。

新津副主幹です。

村井副主幹です。

議事に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。

- ・鳥獣部会次第
- ・鳥獣部会出席者名簿
- ・鳥獣部会座席表
- ・議案（第1号～第3号）

があります。御確認をお願いいたします。

本日の議事進行は会議次第により進めさせていただきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

本日の鳥獣部会は部会委員数9名中7名の御出席をいただいておりますので、千葉県行政組織条例第33条第7項の準用規定により、本部会が成立しておりますことを報告させていただきます。

2. 鳥獣部会長あいさつ

司会　はじめに、吉田鳥獣部会長から御挨拶をいただきます。

吉田部会長　皆さん、おはようございます。開会にあたりまして一言御挨拶を申し上げたいと存じます。

本日は、年度末の大変お忙しい中をお集まりいただきまして、ありがとうございます。

本県は鳥獣による農林業の被害問題ということで、シカ、サル、イノシシ、また特定外来生物の問題もございまして、アライグマ、キョン、あるいはカミツキガメなどの問題もございまして、環境審議会の委員の中でこの鳥獣部会の委員の皆様方は一番お忙しい部会ということになっております。

ということで、本日は三つございまして、「第3次千葉県特定鳥獣保護管理計画（ニホンジカ）の策定について」、「第3次千葉県特定鳥獣保護管理計画（ニホンザル）の策定について」、「第11次千葉県鳥獣保護事業計画の策定について」の3件について御審議をお願いいたします。

ニホンジカとニホンザルにつきましては、それぞれの検討会のほうで検討した結果でございます。

また、鳥獣保護事業計画につきましては、環境省が示した「鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本指針」の改定を受け、都道府県が行う鳥獣保護の実施に関する計画を策定しております。

本日は、午前から午後まで大変長時間にわたる御審議をお願いするということで大変恐縮ではございますが、十分御審議をいただきまして知事に答申したいと考えておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。

よろしくをお願いいたします。

司会　ありがとうございました。

3. 千葉県有害鳥獣・三番瀬担当部長あいさつ

司会　続きまして、環境生活部の庄司担当部長から御挨拶を申し上げます。

庄司有害鳥獣・三番瀬担当部長　本日は、大変お忙しいところ、千葉県環境審議会鳥獣部会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

委員の皆様には、日頃から本県の鳥獣保護行政につきまして御指導、御助言をいただき、改めて御礼を申し上げます。ありがとうございます。

本県の野生鳥獣の状況についてですが、ただいま吉田部会長さんからもお話がございましたが、イノシシをはじめとしてニホンジカ、ニホンザルなどの野生鳥獣による甚大な農林業被害に加えまして、アカゲザル、アライグマ、キョンなどの外来種の増加による生態系への影響などが大きな問題となっております。県といたしましては、今後とも野生鳥獣の保護と管理とのバランスを図りながら鳥獣行政を進めてまいりたいと考えているところでございます。

さて、本日御審議いただく3件の議案ですが、ニホンジカとニホンザルの特定鳥獣保護管理計画については、現在の計画が平成20年度から今年度までの計画であるため、次期計画について御審議いただくものです。

また、本県の鳥獣保護の実施に関する計画となります鳥獣保護事業計画についても、現在の計画が平成20年度から今年度までの計画となっておりますことから、次期計画について御審議いただくものです。

詳細につきましては、後ほど各担当から御説明申し上げます。長時間にわたる審議となり、大変恐縮に存じますが、何とぞよろしく願いいたします。

最後に、委員の皆様の変わらぬ御指導、御助言をお願い申し上げまして、開会にあたっての挨拶とさせていただきます。

本日もどうぞよろしく願いいたします。

司会 それでは、これより審議をお願いいたします。

部会の議事進行は、千葉県行政組織条例第33条第7項の準用規定により部会長が議長を務めることになっておりますので、吉田部会長をお願いいたします。

吉田部会長 御指名でございますので、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。議事の円滑な進行に皆さんの御協力をお願いいたします。

本日の議事録は、後日、事務局で作成いたしまして、本日御出席の委員の了解を得た上で公開することになります。

また、議事録ができるまでの間、公開する議事要旨については、事務局で作成し、部会長が了承のもとで公開することについて御了承をお願いしたいと存じます。

4. 議事録署名人の指名

吉田部会長 次に議事録署名人選出ですが、議事録署名人の指名については議長一任でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

吉田部会長 それでは、

小野田 委員

勝 山 委員

をお願いしたいと存じます。

お二人にはどうぞよろしく願いいたします。

5. 議案審議

議案第1号 第3次千葉県特定鳥獣保護管理計画（ニホンジカ）の策定について（案）

吉田部会長 それでは、議案第1号に入ります。

平成24年3月13日付けで知事から千葉県環境審議会に諮問がありまして、当部会に付議された3議案についてですが、まず議案第1号「第3次千葉県特定鳥獣保護管理計画

(ニホンジカ)の策定について(案)、事務局から説明をお願いいたします。

事務局(村井副主幹) お手元にお配りした冊子のインデックスの「議案第1号」から説明いたします。

最初に、県内のニホンジカの現状について説明いたします。

8ページを御覧ください。

ニホンジカの捕獲数は、8ページの1、棒グラフですが、御覧のとおり、捕獲数は年々増加しております。下のほうに説明書きがありますが、捕獲数は年々増加しておりますが、県内の生息数も抑えることができていることから、平成22年度に新規事業として県の「野生鹿生息数調整モデル事業」を実施しているところです。その結果、平成22年度は約2,200頭の捕獲がありました。

次に、県内の生息頭数及び分布面積は、その下の「2 推定生息頭数」を御覧ください。まず、分布面積から説明いたします。

この中で、「□」で示してあるところが分布面積を示しています。調査は毎年実施しているわけではないのでこの間が抜けておりますが、これを結んだ線が分布面積の推移になります。

平成13年度に調査したところ、当時のニホンジカの生息面積は440km²でありましたが、平成21年度に農家組合長さん等を対象としたアンケート調査を実施したところ、分布面積は1,301km²と、約3倍に拡大しております。

具体的な場所ですが、同じ冊子の57ページをご覧ください。資料7です。これは平成13年度以前から平成13年度までの分布域の推移を示しており、一番外側の太い実線で示してあるものが平成13年度当時の分布域で、これが440km²にあたります。

58ページは、細かく書いてありますが、この中で赤いラインで示してあるものが平成21年度にアンケート調査によって分布域を出した1,301km²ということになります。この赤いラインは、アンケートからニホンジカが「いる」か「いない」ということで、「いる」というところを赤で囲ったラインになります。その後、平成22年度から、それとは別に、アオキという植物がありますが、シカが好んで食べる、シカ以外は食べないということで、その食痕があるかないかを調べて、もう少し詳しい調査を並行して実施しておりますが、それを示したものが小さなマルになります。青いマルが食べられた痕がなかったことを示したもので、それ以外の色については、強弱はありますが、何らかの食べられた痕があるということで、青のマルが固まっていればシカがそこまで及んでいないということを示しますし、それ以外の色があるということは、シカがそこまで行っているということになります。この赤いラインより外にもシカの痕跡がありますので、今のところ、この計画の中では平成21年度の赤いラインで囲ったところの面積と推定頭数でやっておりますが、今年も調査を実施しております、それが出るともう少し広い分布域になるかと思っておりますが、今のところは、計画上は21年度のこのラインで立てております。

次に、また8ページに戻っていただきまして、推定頭数の推移について説明いたします。「2. 推定生息頭数」というところです。

「◆」で示しているグラフが県内の生息頭数の推移です。一番右のほうに「▲」の印がしてあります。この二つは、先ほど説明した21年度分布のところを加味してプラスすると県内頭数がこれだけになるということになります。ですので、これで見てもわかりのと

おりですが、「◆」で示したところが平成13年度当時に生息していたと思われるところに棲んでいたニホンジカということで、その上の「◆」と「▲」の間が、21年度のアンケート調査で把握された拡大した地域に生息しているニホンジカを示しているということになります。

その結果、平成21年度末の県内全域の推定総数の6,700頭から、22年度末は6,900頭となったということで、22年度後もまた随時調査していくに従って拡大した分布域の生息頭数を加味していきますので、全体として生息数は増えている。ただし、中心的な生息地であるところに棲んでいるニホンジカについては、減少傾向を示しつつあるところではあります。

次に、生息密度について説明いたします。9ページの「3. 生息密度」をお開けください。それとあわせて、こちらの生息密度はユニットを示しておりますので、そのユニットがどこにあるかということですが、それは83ページをお開けください。

この中で、中心に斜線で示しているユニットがあります。これが保全調整地域になります。こちらは、ニホンジカの生息地の中心となるべき地域として、原則、林野率が0.9以上、かつ公有林率が0.5以上のところではあります。その外側に広がっているグレーで塗ってあるところが農業優先地域になります。これをちょっと大きな塊で比較したものが9ページの生息密度になります。

分け方としては、保全調整地域全体の平均が「■」で、農業優先地域全体の平均が「●」です。農業優先地域は二つに分けてあります。保全調整地域に接する農業優先地域の平均と、保全調整地域に接しない農業優先地域で、接するものは「▲」、接しないものは「△」で、「△」のほうが生息域の外側にあたるといったような大まかな感じになります。

平均しますと、「■」で示す保全調整地域の平均生息密度は、1km²当たり20頭を超えていた時期もありましたが、平成13年度などはそうなのですが、平成17年度以降は減少傾向にあり、近年では保全調整地域に接する農業優先地域よりも低い値になっております。しかし、依然として、目標密度というのがあるのですが、目標密度に対してまだ2倍程度の水準にあるということです。

「▲」で示してある保全調整地域に接する農業優先地域については、生息密度が増加し、平成17年度以降、保全調整地域の生息密度を超えておりますが、近年については概ね増加は抑えられているという状況にあります。これについても、目標密度に比べてまだ5倍以上の水準にあるということです。

それと、一番下になりますが、「△」の二点鎖線で示してある保全調整地域に接しない農業優先地域、これは一番外側に当たるところですが、これについては生息密度の増加傾向が続いているということです。もともと一番外側ですので生息密度が低いのですが、生息密度については増加しているということです。

農業優先地域全体で見ますと、外側の増加傾向が反映され、全体として見ると増加傾向にあるということになります。

次に、農業の被害について説明いたします。同じページの「4. 農業被害」を御覧ください。

平成11年度までは約3,000万～4,500万円程度の被害がありましたが、平成12年度からは減少し始め、平成16年度以降は概ね600万～700万円台で推移しております。

これでニホンジカをめぐる現況についての説明を終わります。計画の説明に入ります。

資料の1ページに戻っていただきます。

これらの状況に対応するため、ここに示すプロセスを経て、「第3次千葉県特定鳥獣保護管理計画（ニホンジカ）（案）」を作成いたしました。

それでは、計画（案）の概要を説明いたします。

11ページを御覧ください。

これは概要を書いているものですが、「1 計画の期間」ということで、平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5ヵ年間ということ、これは第3号議案の11次の鳥獣保護事業計画と同じ期間になっております。

今回の3次計画は、2次計画と比べての変更点といたしますか、ポイントが三つあります。

「2 特定鳥獣の保護管理計画を行われるべき地域」を御覧ください。

一つ目のポイントとしては、ニホンジカの生息域が拡大しておりますので、この拡大に対応し、平成21年度調査で新たに生息が確認された市町及び、現在調査中で生息はまだ確認されておきませんが、現に生息しているか、または今後拡大定着が予想される市町については、すべてこの3次計画に盛り込むことが一つのポイントになります。

3の「(2) ゾーニングと目標密度の設定」ですが、このゾーニングが83ページの部分に対応しております。一番外側に白くなっていてアルファベットと数字が入っているところがありますが、これが外側の拡大防止地域に該当します。この二つを見比べていただきまして、生息域の拡大を防止するために、一番外側の地域、生息が確認された地域については、このゾーニングの一番下の拡大防止地域として目標密度を1km²当たり0頭として、拡大を防止するということが2点目になります。

拡大して、拡大が確認されたところについては目標密度を0頭にするということですので、2次計画の表の下に書いてありますが、将来的な本県のニホンジカの生息数の目標が1,000~1,500頭となっておりますけれども、これについての変更はないということになります。

次に12ページの③を御覧ください。これは2次計画をそのまま継承するところで、「狩猟」です。

ニホンジカの生息数は増加、生息域の拡大というのがありますが、入猟者承認制度に基づくニホンジカの銃猟規制を主体とする狩猟規制は継続するという計画になっております。

狩猟規制については、計画の素案を検討している段階で関係市町村の意見を伺いましたが、すべての市町村の方から、安全のためニホンジカの銃猟規制は継続してほしいということがありました。このため、狩猟の安全とニホンジカ個体群の安定的維持のため、狩猟規制は2次計画を継承する計画（案）となっております。

次に、同じ冊子の7ページを御覧ください。

これらの計画をどうやって達成していくかということですが、「5 捕獲体制の整備等」を御覧ください。

ニホンジカの生息数は増加、生息域が拡大している中、狩猟規制は継続することになりますので、市町村が実施する捕獲事業がさらに重要になってきます。このため県では、従来から実施している生息状況等の情報提供や、市町村の捕獲事業への補助のほか、平成22年度から実施している「野生鹿個体数調整モデル事業」を通じた県による直接捕獲による個体数調整、及びそれらの効果的捕獲方法を検証し、その結果の普及を計画しており

ます。

また、生息域の拡大防止のため、ニホンジカ捕獲事業未実施の市町村については、本計画の策定により、概ねの市町村のほうで 24 年度からニホンジカの捕獲事業が開始される見込みです。

以上で説明を終わります。

吉田部会長 ただいまの事務局からの説明につきまして、御質問ございますか。

中村委員 9 ページの農業被害の関係ですが、もう少し被害は大きかったのかなというふうに私は認識しておるのですが、この被害はどのようなものが対象になっているのか、その全体的な概要を教えていただければと思います。当然、農産物あるいは森林関係も入っているでしょうけれども、600 万～700 万円というところをもうちょっと詳しく教えていただきたいと思います。

事務局（村井副主幹） それでは被害について説明いたします。

お手元の資料の中で、「議案第 3 号」というインデックスが貼ってあるところの 145 ページをご覧ください。これは、ニホンジカも含めた、鳥獣の被害状況です。

農産物被害状況は農林部のほうで毎年まとめております。通常は、各市町村に照会をかけまして、それを積み上げたものです。ただ、市町村においては、その調査方法は個別によって違うとは思いますが、通常は農協さんにお聞きしたりして積み上げているものと思われまます。ですので、600 万～700 万というような形で、市町村から、農協さん等から上がった数字の積み上げになっております。

また、林業につきましては、林務課のほうで森林統計等を取っておりますが、林業に対する鳥獣被害は計上されておられません。シカについては、スギ、ヒノキの新植については、植えれば食害は出ます。しかし、シカがいるようなところだと植えれば必ず食べられますので、新植自体を控える、もしくは、柵であるとか、ヘキサチューブというのがあるのですが、そういったものを行いますので、事実上の被害はないということになります。

他県のほうですと、人が住まないような高い山のほうにニホンジカの分布域が広がっておりますので、そこの立木の皮を食べて林業であるとか生態系に対する影響を与えるのですが、千葉県の場合は高い山がありませんので、そういった被害も計上されていないということになります。

中村委員 相当被害を受けているということで、皆さんの御努力に敬意を表したいと思います。

吉田部会長 ほかに御質問、あるいは御意見でも結構でございます。

小野田委員 先ほど、分布域というか、分布の拡大という話で説明があった 58 ページ、これは食痕の話だと思うのですが、これは、ドーナツ状というか、真ん中は全く食痕を調べてないのか。これは見方を教えてもらいたいのですけれども。

事務局（村井副主幹） 真ん中のほうはもともと生息することは確実ですので、真ん中のいるところについては調査しておりません。いるかないかの境界線あたりを狙って調査をしているということになります。

小野田委員 これはあくまでも周辺部を調べたよということですね。拡大の前線部分を調べたという調査であるわけですね。

事務局（村井副主幹） そうです。ただ、アンケートについては、中のほうも、全域で実施しております。

吉田部会長 タイトルが「分布域の推移」と書いてあるので、そのままの区域と思われるかもしれないから、「分布域の拡大の推移」とか、何かそういうふうな記述が必要なのかもしれません。

岡委員 ニホンジカの生息頭数と農業被害についてですが、現在の推定頭数が約7,000頭となっております。22年度は年間の捕獲数は2,000、将来的に生息頭数目標を1,500前後としております。一方で、農業被害は平成17年度くらいまでは非常に大きかったが、それ以降の被害は、平成20年度に上がったが、ほぼ安定して低い。今後の目標頭数を現在の20%にまで抑えるのは農業被害をゼロに持っていく見通しがあつてことでしょうか。

事務局（村井副主幹） シカの場合は、ユニットが3次計画では三つありますが、基本的には保全調整地域とその周りの農業優先地域ということになります。

目標頭数と農業との関係ですが、その前に、ニホンジカの場合には、農業被害のほかに、植物を食べますので、植物に与える影響、生態系への影響もかなり大きいので、農業の被害がなかったといえども、これが増えていきますと植物に対する影響が多くなりますので、保全調整地域については生態系の観点から目標密度を設定しております。その中心のところは林になっていますが、その周りの農地が広がっているところについては、農業優先地域ということで、これは被害がゼロになったほうが良いということで、低い密度を設定しております。ですので、それを足し合わせるとこういった頭数になるということです。農業優先地域については農業に被害を及ぼさないような密度で設定しているということになりますので、地区によっては被害がゼロになるくらい下げてもかまわないということになります。ただ、県全体としては1,000頭を下回らないということで、下限としては1,000頭は確保するといった観点からこの頭数が出ております。

岡委員 ニホンジカを叩くとほかの動物があいたニッチに出てくるといように生態系バランスを壊す懸念があります。新たに生じうる被害・影響に対する配慮が行われてこの数字は出ているのでしょうか。

事務局（村井副主幹） ニホンジカが増えてほかの動物に影響を与えるかというのは、特に調査しておりません。実際は、直接というよりも、植物を食べますので、ニホンジカが増えれば、ニホンジカが好んで食べる植物が減って、あまり好まない植物が増えるといったことで、それで順次周りの生き物に影響を与えてくると思います。そういったものまで含めて、目標頭数としては保全調整地域については3～7頭ということで、この計画上は、植物以外の、その外側にある影響までは考慮しておりませんが、この目標頭数の3～7頭であれば、植物の種類が最も多い。これ以上密度が増えると植物の種類が減ってきて、これ以上少ないとまた減るといふことで、そういった観点から出しておりますので、計画上は、例えばネズミとかタヌキに影響を与えるかということまでは考慮してはおりません。

岡委員 わかりました。

吉田部会長 ほかに御意見、御質問ございますか。

鈴木委員 県のほうに伺いますけれども、この頭数を何年度までに1,000から1,500にするのか。それによって、現実のシカの生息数を適正にする方法も考えなければならないと思いますが、現行のままでいけば何年くらいまでに。

事務局（村井副主幹） 目標頭数にどのくらいかかるかということだと思いますが、実際問題はわからないというような回答になりますけれども、仮定をするとある程度は出ます。

今、大体 6,900 頭生息しておりますので、横ばいで考えると、増加率というのがあります。こちらのほうで、今、年増加率は大体 34%を使っております。この 6,900 頭の 34%が 2,300 強くらいになります。この頭数であると生息頭数が全く増えもしないし減りもしないということになります。また、一つの前提として、今示している数字はあくまでも大まかなもので、実際は正確な数字というは出ないのですが、その中の中位置、真ん中のあたりを細かく何十何頭で出しております。実際はこれよりも幅があるとは思いますが、それがないと仮定して、6,900 頭間違いなくいたとしてですけれども、そうすると、年増加率が先ほど言ったとおり 34%になりますので、2,350 頭程度になるとと思いますが、それを獲ると増えもしないし減りもしないということになります。

それで、例えばこれが 30 頭程度余分に獲った場合と、獲らなかった場合、大体 30 頭から 50 頭くらい獲らない感じになると、捕獲頭数の推移と増加数になりますけれども、10%はいきませんが、毎年確実に増加していきます。反対に 30 頭から 50 頭程度余分に獲ると減少してきますので、そうすると 10 年か 15 年くらいで目標頭数にはいきます。ただ、今度は生息密度が落ちてきますので、捕獲効率というものが下がってきます。そうすると、同じ頭数を毎年獲ることを前提として今お話ししましたけれども、今度は捕獲の努力量を上げていかないとそれは獲れないということになりますので、捕獲努力を同じにしていくと今度は捕獲頭数自体が減ってくると思われまますので、減ってきた場合にどれだけ今度は努力をかければいいのかというのがまだわかっておりません。

今、3次計画をお話ししておりますが、何年くらいで目標頭数にいけるのかという御質問ですけれども、こちらのほうとしてはなるべく早くいきたいとは思いますが、また、猟友会さんからも指摘があったとおり、市町村のほうではニホンジカ以外にもいろいろな有害鳥獣の対策を取っておりますので、その中の一つの種類としてニホンジカがありますので、ほかの優先とする種類もあるでしょうし、そういうものは被害の状況によってどちらを優先していくかということも出てきますので、なかなか、何年くらいでできるかというのはちょっとお示しできませんけれども、なるべく早く行いたいと考えております。

鈴木委員 今の方法ですと 10 年、15 年先になるということでありましたが、この参考資料を見ますと、捕獲頭数が増加しているのにどんどん増えている。分布域もどんどん拡大しているんですね、この折れ線グラフを見ますと。そうしますと、何らかの方法をとらなければ、やはり 10 年、15 年経っても同じ状況の 6,900 頭、さもなくば 1 万頭になってしまうのではないかなど、私なりの考えを持っております。

一方、入猟者の承認制度を猟期中に行っておりますが、それによる捕獲頭数というのはあまり効果的ではない。私も猟友会としていろいろと実態を見ておりますと、それは点と点の入猟承認制度でありまして、狩猟も行っておりますので、分布域が拡大している現状を考えますと、それを何とか拡大を抑えていって、そこで調整をしていく方法が必要ではないのかなど、そのように思っております。入猟制度そのものが今は確立されておまして、事故もなく、管理して行っております。被害があった平成 7、8 年度、そこから急激に減少している。調査捕獲というような事業を県で行ってございましたね。そのような形をとって、しっかりと銃の管理、捕獲の行動等を注視しながら指導しながら行っていくことによって、その期間をかなり短縮できるのではないかと。それによって被害のほうも減少につなげていくことができるのではないかと思います。

また、被害のほうの減少率を見ておりますけれども、放棄地がかなりありますね。放棄地も被害の中に入れていただければ、この被害額というのはかなり大きくなるのではないのでしょうか。どうでしょうかね。

事務局（村井副主幹）　まず放棄地のほうからですが、実際、御指摘のように耕作放棄地というのは毎年出ております。理由はさまざまだと思います。例えば、今被害が大きいイノシシなんかありますけれども、こちらについては耕作放棄地が増加している中でもかなり大きな被害金額が計上されております。それから考えますと、ニホンジカの被害額は減少しております。確かに御指摘のように耕作放棄地、要するに農地自体がどんどん少なくなってきましたので、それもあるのではないかとということですが、ただ、その数字はちょっとわからないので、こういった形になっております。

検討会も毎年開いておりますが、地元の農協さん等も構成員に入っておりますが、防護柵を設置して対策を取れば防げるということで、捕獲であるとか防護柵であるとか、そういったような対策の結果もかなり減少には大きな効果を示しているのではないかと、こちらのほうでは考えております。ただ、すべてがそういうわけではないことはこちらのほうでも感じているところですが、数字としてはちょっと出しにくいかと思います。

鈴木委員　はい、わかりました。

吉田部会長　前半の少し長期的な捕獲の仕方については、90 ページ、「房総半島のシカの個体群管理への提言」ということで、東京大学の宮下先生のほうから、シカの検討会にも一度おいでいただいて、提案をしていただきました。おっしゃるとおり、最初2年間ぐらい集中して獲ったほうがその後の個体数を抑えられるということですが、それにかかる金額も計算されていて、8,000 万円、9,000 万円という金額も書かれているということで、現在すぐにできるという状態ではないわけですが、集中してまず減らして、その後コンスタントに獲っていくほうがいいということは研究者からも提案されているところです。

そういったものについて実現できればいいのですが、なかなかすぐに実行できる状況ではないですが、今回の新しい鳥獣保護管理計画のほうでは、その7,000 頭というのが、全体の数だけで独り歩きするのではなくて、幾つかのブロックに分けておりますが、保全調整地域、農業優先地域、拡大防止区域ということで、それぞれ別々の目標と方針を立てて密度管理をしていこうと。

保全調整地域については、先ほど皆さんにいろいろグラフを御覧いただきましたが、かなり抑えることができている。そういう成果が上がったことは確かだと思っております。

一方で、拡大防止区域のほうについては、今、真ん中のほう、保全調整区域あるいはその周辺の農業優先地域にまだシカが結構いるものですから、それがどんどん広がってってしまうという現状があるわけですので、保全調整地域で今のように抑えるとともに、それに接している農業優先地域をもう少し減らすことによって拡大も少しずつ防げるかもしれない。拡大を完全に防ぐということはなかなか難しいわけです。7,000 という全体の数だけでこれに対応していこうとするとかなり無理があると思いますので、それぞれ、そういうゾーンごとにきちっと目標を立てて、県のほうでももちろんやりますし、市町村、あるいは実際に御協力いただいている猟友会の皆さんにも御協力いただいて、目標に近づけるようにしていこうという計画に今回変わっているかと思いますので、その辺を御理解いただければと思います。

ほかに御意見、御質問いかがでしょうか。

なければお諮りしたいと思います。

議案第1号「第3次千葉県特定鳥獣保護管理計画（ニホンジカ）の策定について」、原案どおり了承するという事によろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

吉田部会長 御異議ないものと認め、原案どおり了承することといたします。

以上で午前中の審議を終了いたしまして、12時半からの再開ということによろしくお願いいたします。

（ 昼 食 休 憩 ）

議案第2号 第3次千葉県特定鳥獣保護管理計画（ニホンザル）の策定について（案）

吉田部会長 お揃いになりましたので午後の審議を始めます。午前、午後と続いて本当に御苦労さまでございます。

議案第2号「第3次千葉県特定鳥獣保護管理計画（ニホンザル）の策定について（案）」、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（新津副主幹） 資料の「議案第2号」を御用意いただければと思います。

まず1ページ、「本県のニホンザルの状況と第3次計画の対応」です。

本県のニホンザルの保護管理については、ゾーニング（区域分け）によって実施されてきました。山奥の森林地帯に生息して加害程度の低い群れに関しては「保護する群れ」ということで、それを保護する地域としてコアエリアを設定し、それ以外の地域については、被害に合わせて個体数調整も含めた管理を実施する地域ということによって実施してまいりました。

しかしながら、ニホンザルは御存知のとおり群れで行動する動物です。一定の行動域を持つ動物であることから、ゾーニングのみでの対応は非常に難しいということ、その保護管理においては群れの状況を把握することによって対応していくことが必要であろうということになっております。

第2次計画においては、その管理目標を達成するためにゾーニングによる管理に群れによる管理を併用していくことを目標としておりましたが、現在、その行動域を把握するために、テレメーター（電波発信機）を装着して群れの状況を把握しながら管理をしていくということなのですが、その行動域を把握している群れが実は21群にとどまっており、その解明にはまだ至っていないという状況です。引き続き群れの状況の把握に努める必要があることから、第2次計画の基本的な内容は変更しないということ、引き続き第3次計画においてもその群れの状況を把握してまいりましょうということ、ですから、基本的な内容は、今申し上げたとおり変えていないということです。

3次計画においても、当面はコアエリアを存続し、ゾーニングによる管理を行う。ただ

し、不明な群れの状況がある程度解明された段階で、群れによる管理を併用していきたい。必要であれば計画の変更についても検討していきたいと考えております。

実は、今日は審議会の委員の羽山先生から、ニホンザルの検討会の会長もされておりますが、コメントをいただいております。それを読み上げさせていただきます。

「サルの計画につきましては、個体群の分布域以外データがほとんどないので、具体的な対策の立てようがないのが課題です。個体数調整を 20 年以上続けながら分布拡大を止められていない現実を直視し、早急に群れごとの行動域を把握するとともに、群れごとの管理方針を明示する策定計画へ改定することを期待しています。ただし、計画策定から現場での対策までを指揮するマネージャー機能がない現状の体制では、どんな計画も絵に描いた餅にすぎません。一刻も早くワイルドライフ・マネジメントを実行する体制を整備するよう切にお願いいたします。」というコメントをいただいております。

それでは、まず、ニホンザルの現況から簡単に説明させていただきます。

資料の 15 ページ、本県のニホンザルの生息域ですが、群れが生息する地域として、市町としては、市原市、勝浦市、大多喜町、鴨川市、南房総市、鋸南町、木更津市、君津市、富津市と 9 市町にまたがって生息しているという状況です。

16 ページに、生息域の変遷ということで図を示しております。ちょっとわかりづらいかもしれませんが、点線の部分が昭和 47 年に実施した調査結果に基づいております。細かい実線が平成 6、7 年、太い実線が平成 22 年で、先ほどの羽山先生のコメントにもあったとおり、個体数調整は続けていながらもジワジワと生息域の拡大が見られているという状況です。

ちなみにニホンザルの生息数ですが、17 ページに表が載っております。棒グラフが書いてありますが、本格的な生息数調査は近年数年実施していないというのが実情です。こちらにあります 4,100 頭というのも、実は平成 12 年に実施した調査結果 87 群から、その年の群れの平均生息数ですか、平均数と、赤ん坊の割合、あるいは捕獲数、そこから推計した数字が 4,100 頭ということですので、実質的にはこれより多い可能性もあります。一応そのような状況です。

ちなみに、生息域、面積に関しては、平成 22 年に調査を実施しております、733km²でございます。

18 ページをお開きください。

先ほど群れの把握という話をいたしました。上の図面、「ニホンザルの各群れの行動域」ということで、私どもでテレメーター（電波発信機）を装着して把握できている群れをこちらに示しております。現在 21 群、34 個体にテレメーターをつけております。ですから、現在把握できている群れがその 21 で、平成 12 年当初の 87 群がまだ存続しているとすれば、まだまだその全貌が把握できていないという状況です。

それから、農業被害等について簡単にお話しさせていただきます。21 ページです。

棒グラフがありますが、「被害の推移」ということで、全体的に見ますと、平成 4 年をピークとして徐々に減っている。ただ、ここ 3 年は横ばいあるいは若干増というような状況です。

主な農作物被害ですが、上の表のように、果樹、水稻、野菜、林産物というようなところが上位を占めているようです。

ちなみに、群れが生息している先ほどの9市町での被害は、被害面積が33ha、被害金額が2,600万円、これは平成22年度、最新の数字です。

22ページ、こちらは防護柵の設置状況と被害金額の推移です。上のほうに書いてありますとおり、先ほどの9市町で合計延長が333km。防護柵をこれだけ設置した効果もあって、被害が漸減しているというような状況であろうかと思えます。

少し飛んで28ページ。先ほどゾーニングという話をいたしました。群れ管理のできていない現状から、保護地域というゾーンを設定して、要は山奥の森林地帯に関してはニホンザル保護地域ということでコアエリアを設定して、その地域については原則的に捕獲は避けましょうということで設定しております。ただ、先ほど申し上げたとおり、群れで行動する動物ですから、このゾーン分けも保護管理には限界があるというような状況です。

以上、簡単に説明しましたが、現在のニホンザルの状況は今申し上げたとおりです。

第3次計画についてお話しさせていただきます。

5ページをお開きください。

こちらに計画の概要を書いています。先ほど申し上げたとおり、基本的に2次計画の踏襲で、変わっておりません。

計画の期間が、11次計画と合わせて、24年4月から29年3月です。

「保護管理の目標」としては、旧館山市あるいは旧白浜、千倉地区に特定外来種であるアカゲザルが生息しておりまして、そこから辺の交雑の回避が一つは大きな問題です。房総丘陵のニホンザル地域個体群の長期にわたる安定的な保全を図り、生物多様性を確保するとともに、農林業被害の軽減を図ることにより、人間との軋轢の減少を目的とするということです。

基本的な考え方としては、先ほど申し上げたとおり、コアエリアを捕獲禁止区域、保護区域として、その他の地域については捕獲を含めた積極的な被害防除を実施する地域として位置づけ、実施されてきた。しかし、申し上げたとおり、群れをなし、一定の行動域を持つ動物であることから、ゾーニングのみでは対応が難しいこともあり、守るべき「保全群」、部分的な調整を図り管理していく「調整群」、群れとして排除の必要のある「排除群」といった群れごとの評価も併せて実施していく必要がある。このため、2次計画では群れごとの評価をもとに対策を検討していくこととしましたが、群れの行動域や加害状況が十分に把握されておらず、第3次計画においても引き続き不明群の把握に努めてまいりたいということです。

なお、アカゲザルとの交雑については、モニタリング調査を実施して、取り扱いについては検討会で協議し、必要な体制を整備していくことを考えております。

それから、5番、具体的な取組です。

「(1) 被害対策」ですが、県・市町村・関係機関で構成される「ニホンザル協議会」において地域間の連携を取りつつ対策を検討し、被害地や生息域の拡大の可能性がある地域などを重点的に取り組んでまいりたいということです。

次のページ、「(2) 生息環境の管理」。先ほど申し上げたコアエリア、鳥獣保護区の設定などによる生息環境の保護、集落や農地周辺の管理、森林保全や整備に関して方針を定め実施していくとともに、関係機関へ働きかける。

「(3) 交雑の取扱」。目視によるモニタリングとDNA分析によるモニタリングを実施

し、交雑の状況を明らかにするとともに、結果について検討会で十分に協議し、対応してまいりたい。

「(4) モニタリング等の調査研究」。当然、先ほど申し上げた電波発信機の装着も含めた生息域の状況、群れ数の把握を早急に実施していくということです。

それから、「6 その他保護管理のために必要な事項」として、「実施体制の整備」。ニホンザル協議会で策定した計画を地元住民、狩猟者、農林業者、市町村、県、関係機関等が連携して実施していくような体制をつくってまいりたい。それから「普及啓発」ですが、地元住民に対しては、計画推進のため、生息・被害状況等を普及するとともに、ニホンザルの特性に対して理解を深めるための講習会等を実施していくことで普及啓発を図ってまいりたい。

ということが計画の主な内容です。基本的には第2次計画と同じような内容になっております。

以上でございます。

吉田部会長 ただいまの事務局の説明に関して、質問や意見がございましたらお願いします。

小野田委員 これはさっきの1号議案のニホンジカと同じだと思うのですが、今、ニホンザルが増えましたというか、生息域が拡大しました、それによって被害が出ました、ですから適切にニホンジカやサルというものを管理していきましようという話で、実質的には数を減らす、生息数をコントロールするというお話だと思うのですが、この話の中で、サルもそうですけれども、被害を出してもサルというのは有害鳥獣扱いにはならなかったのですか。有害鳥獣にはなるのですか。

事務局（新津副主幹） 農作物に被害を与えているという面では、有害鳥獣になろうかと思えます。

小野田委員 制度的にはまだ「有害鳥獣駆除」という言葉なんですよね。

事務局（新津副主幹） 計画の中では「個体数調整」という言い方をしておりますが。ただ、実質、市町村の実施する有害捕獲の対象にはなっております。

小野田委員 気になったのは、ニホンジカもサルも、要は悪さをするものについては有害鳥獣だよという話で、目次の中には「有害獣対策指導員」という言葉になっているのか。被害を及ぼしている群れという話は、やっぱり有害鳥獣だと思うんですよね。これは鳥獣保護区の後の計画に乗っかってくるのかもわからないけれども、人との摩擦を起こしているという部分については有害鳥獣だよということが、シカにもサルにも入ってないんだよね、言葉としてどこにも。この中の言葉としてどこにもないと思うんですよ、被害があったとしても。その辺、適切な生息数ということでもっての保護も考えていきますよ、片方では生息頭数を抑制するために捕獲しますよということの二本立てだろうと思うのですが、そういうときに、対象となる緊急性のある生息頭数を抑制するというものについては、逆に言ったら、何も被害を与えてないところのものを捕まえて、それでもって生息数を減らしましたよということ、これも予防のために必要なのかもわからないけれども、実質的には被害を及ぼしている地域のサルなりシカなりを捕獲していくことが必要ではないかと思うのですが、その辺のことはこの中でどういうところで読めばいいのかなと思って。もし書いてあったら教えてもらいたいと思ったんですけども。

事務局（新津副主幹） まず「有害鳥獣」という言葉ですが、先ほど申し上げたとおり、被害

を与える動物に関しては有害鳥獣ということでしょうが、こちらのほうで、どの獣が有害鳥獣、これは違ふとか、そういう区別はしておりません。

ニホンザルに関して申し上げますと、先ほどから申し上げているとおり、群れで行動するという特性から、実はその特定計画においても、ほかの獣の特定計画では適正な生息数あるいは捕獲目標といったものを設定しているところだとは思いますが、サルに関しては、その捕獲数イコール被害の軽減にはつながらないというような特殊性もあります。計画の中では、特に目標捕獲数なり目標生息数は定めておりません。

実を申しますと、環境省のほうで特定計画を策定するにあたってマニュアルみたいなものをつくっておりますが、ニホンザルに関しては、何年か前の初版のマニュアルでは「最低限 20 群もしくは 1,000 頭、もしくは生息域 250km²」というような最低限のラインを決めたというか、示していたところではあるのですが、それはサルではなくて、中型獣類の数値を用いたということで、学会でも議論されているというようなことも聞いております。最新のマニュアルでは明確な根拠のある数値は示していない。「一律に最少個体数を設定することがニホンザルの保護管理にとって現実的に有効だとは言い難い」ということで、適正な数字に関しても示されていないというのが現状です。

ですから、3次計画において、2次計画も同様ですが、ニホンザルについては、何頭捕獲目標とか、そういったことは掲げていないという状況です。

小野田委員　これは逆に言うと、昔みたいにプロの狩猟業というのがあって、人の生活の中で上手にコントロールできていたよという時代ならよかったんでしょうけれども、今はそういう時代ではないから、被害も出ていますよ、あるいは被害は出てないけれども頭数が多いですよというような話のときに、保護管理というのは、増殖ばかりの話でその種を守ることだけではなくて、人が関わって管理していきますよということが保護管理計画ではないかなというふうに思うんです、理屈の話の中では。そういうときに、コントロールするという話のときにも、捕獲という話の部分が非常に重要だと思うんです。防護柵という予防策も大事かもわからないけれども、ある程度生息数をコントロールするという意味では捕獲をしないといけないだろう。そうすると、この話の中でも、捕獲をする人たちということが大事な話だろうと思うんですね。保護という反面、管理の話の中では、増殖ということも管理に入るのかもわかりませんが、今の千葉県の場合にはサルもシカも増えすぎていますよという中で、いかにコントロールしていくかという話のときに、捕獲ということを考えてときに、まさに専門的知識や技術を持っている人たち、資格を持った人たちでなければそういうものについては当然捕獲はできないということになっているんでしょうけれども、今後の一つの話の中で、対策として、今の日本の場合には適切な狩猟という話になると思うのですが、この保護管理の中では、現実の被害とか、増えすぎていますよという言葉のわりに、対策の面でもって「捕獲」ということの意味合いがあまり出てこないというのも、これも国の決まりか何かでこの保護管理計画になっているのかな。その辺を疑問に思ったので教えてもらいたいのですけれども。

事務局（新津副主幹）　特に決まりというのはございませんが、先ほど申し上げたとおり、ニホンザルはその特殊性、ほかの例えばイノシシ、シカに比べて、捕獲数がいけばその分被害も減るという状況ではなくて、例えば、捕獲はしたけれども周りの群れがどんどんまた被害地にやってくる、あるいは群れが分散する、それで被害地域が拡大するというような

状況があり、獣類の中でも非常に特殊な動物だということが言えるかと思えます。

今まで実は千葉県は、サルの保護管理計画を立てている県が全国でたしか 19 府県ありますが、その中で捕獲数は全国 2 位でございます。捕獲数はそれだけ稼いでいるにもかかわらず、被害金額に関しては、減ってはいますけれどもここ何年かは横ばいというような状況の中で、ではこれ以上被害を減らすにはどうするかといったところで、先ほど申し上げた群れ管理、あるいは群れを把握することで追い上げ・追い払い、そういった被害防止策を計画の中でも記載していますが、捕獲に加えてそういった対策が非常に重要であろうということは、検討会の委員の先生方、あるいは全国的な話でもございます。

小野田委員 ニホンザルの検討をしている専門家の方たちが相談して、いろいろ検討して、現状からこういう話になっていると思うのですが、さっきから言っているけれども、例えばサルの個体群の話があったときに、大した被害を及ぼしていない個体群、それから被害をものすごく頻繁に起こしているというか、ひどい被害を起こしている群れ。要するに群れ単位で行動するという話ですから、個体群によってはそういうものがあると思うんです。これは素人考えですからあれですけども。そうすると、大した被害を出していないところのサルを捕獲しましたというと、やっぱり捕獲の実績には乗っかってくる、頭数は。実際には、コンパクトに、被害を一番出している地域でサルの被害でしたよという場合には、その群れを例えば排除できたら被害は減りましたという話になるのか、それとも、その後には抜けたところにまた次の群れが新しくできてくるのかという話で、いろいろあるんだろうと思うんです。ただ、農作物というのは 1 年ごとのものだから、被害が出ているときに緊急に被害を及ぼすサルの群れなりを駆除しないといけないと思うんだよね。そういうときの機動性だとか、区域の話の中で保護管理という話の場合は、長期的なものもあるかもわからない、理念的なものもあるかもわからないけれども、やっぱり、こういうものに基づいておそらく後の鳥獣保護事業計画の中にもまたいろいろなことが具体的に入ってくると思うのですが、そのときに、コントロールをしてくれる人たちというのかな、実際に現場でもってやってくれる人たちがいない限りは、いくら立派な計画をつくってもこれは実行できない。これは何でもそうなんですけれども。その辺のところは、保護管理計画の中では指針と両輪みたいな話でもってもう少し出てきてもよかったかなというふうには思うのですけれどもね。

勝手な意見みたいな話で申しわけございませんけれども。

吉田部会長 小野田委員の御発言は要望ということでお願いします。

ほかにございませつか。

中村委員 現在、電波発信機（テレメーター）は、これは有効な手段にならないんですね。件数というか、つけるとしたら、3 次計画も 2 次と同じような頭数ですか。これを予算措置を講じてもっと増やすとか、そのようなことができれば、それが有効手段になるのかなと思うのですが。そのところは 2 次と同じような予算措置でやられるのか。そこを解明できれば有効手段となるような感じがするのですが、これが 2 次と同じであれば屋上屋を重ねるように思うのですけれども。

事務局（新津副主幹） 今、テレメーターの話が出ましたけれども、先ほど申し上げたとおり、現在 21 群についているという状況で、当然、お話があったとおり、予算があればあるほど、人数をかければかけるほど、テレメーターはつけやすくなるというのは確かです。限

られた予算の中で、ではどうやっていくかということで、この計画にはその細かい内容までは記載していませんが、やり方として、まず一つ、去年の例ですが、昨年、市原市で有害捕獲の駆除員の説明会があったときに、我々県の職員あるいは専門家がおじゃまして群れ管理の話をさせていただいて、それから仕掛けてある檻の整備も専門家の方にやっていただいたのですが、そうしたら駆除員の方々も非常に興味を示しましたし、サルについても生体捕獲、要は生きたまま捕獲してテレメーターをつけるという事業をやっておりますが、それも格段に獲れるようになりました。そういった地道な作業が実はテレメーター、要は行動域の把握ということにつながるのかなというふうに考えております。

ちなみに、平成 22 年ですが、たしか 15 個体にテレメーターをつけております。それまでは 19 個体にしかついてなかったということで、やり方次第でテレメーターの装着の促進は可能だと考えております。

中村委員　いずれにしても、目標を掲げてあるんですよね。その効果的な検証をなさっているんですね。それがまさに効果があるのであれば、それはそれで予算措置を要望して、それで確保できるかどうかわかりませんが、それだけの思いを持って目標を達成するように、後の施策を少しでも改善していかないと。ずっと同じような、先ほどのシカのような、頭数が増えて、全体的に地域に広がっているというようなことではね。事業としてどういうふうに見るのか。我々としては効果・実績をいかに上げていくか、そこを問われてくるんじゃないですか。そこをしっかりとっていかないと、予算措置も講じられないですよ。第 2 次と基本的には変わらないと言っていますけれども、基本的に効果のあるところはそういう手段を変えてもらわないと。そこをよく見てもらいたい。

吉田部会長　中村委員からの要望を県のほうで受けとめていただきたいと思います。

ほかに御質問、御意見ございますか。

岡委員　先ほどのシカのケースも、このサルのケースも、頭数は増えているけれども被害額は減っている。その原因は、防護柵の効果が大いではないかと見えるのです。というのは、被害額と防護柵というのは負の相関が非常にきれいにれているからです。ほかの原因はあるのでしょうか。

事務局（新津副主幹）　被害が徐々に減少しているというお話をいたしました。防護柵だけではないと思うのです。ただ、その検証自体はできておらない状況ではございます。ただ、22 ページのグラフにあるとおり、防護柵は確実に 333 km やっております。ですから、これは効果があるということは言えると思います。

岡委員　サルに対する防護柵の効果と、シカの場合の効果も同じで、農作地に防護柵をめぐらせて、侵入を防ぐやり方ですよ。

事務局（新津副主幹）　はい。

事務局（村井副主幹）　シカの話が出ましたので、シカについて多少補足します。

シカの場合は密度管理でやっておりますので、捕獲が進めば進むほど生息密度が低下します。捕獲が芳しくない場合は反対に密度が上がってきます。先ほどゾーニングごとの密度の推移を説明いたしましたが、地区によっては、捕獲が集中的に行われている地区もあります。そういうところだと密度がもっと低くなります。例えば東大演習林のほう、旧天津小湊町などでは、シカがもともといたところですが、ここは当初は一番密度が高かった地区ですが、ここは市で捕獲をかなりやっておりますので、密度が低下しまして、今ま

では木を植えた場合にはシカが必ず来るので何らかの対策を取らないとスギなどはみんな食べられていたという状態だったわけですが、近年については捕獲によって密度が低下したので、そういった対策を取らなくてもスギなどが成林するという状況もありますので、場所によっては捕獲に伴う密度低下によって被害が低下している地区もあるとは思いますが。

岡委員　そうすると、環境収容力はそのまま残るので、頭を叩けば数は減りますが、いずれ戻っていくことになる。頭たたきを永遠にやることになりますか。

事務局（村井副主幹）　そうです。密度管理というのは、例えばニホンジカは草食動物で、本来なら肉食動物がいてバランスが取れると思いますが、捕食者がいませんので、シカについては、例えば目標の1,000から1,500頭にいったとしても、人間が捕獲という調整をしていかない限りは増えていく。また、減った段階で強くかけすぎるといなくなってしまうということがあるので、その微妙なバランスを取りつつ、シカが絶滅しないように上手に未来永劫人間が管理していかないといけないという状況になっておりますので、ずっと管理していくことになります。

小野田委員　アカゲザルとの交雑の関係については、これもまた第2次計画と全く同じようにやっていくという話だけれども、この成果というのは2次でもかなり上がってきて、3次ぐらいから4次ぐらいに向けては、アカゲザルとの交雑種についてはどうなんだろう。ある程度コントロールができそうな気配は、先を見たときにあるのかないのか。

事務局（新津副主幹）　実は平成20年度から市町村で有害捕獲しているサルの体の一部、尻尾をDNA検査しておりますが、検体数はある程度ありますが、ただ、市町村の捕獲に頼っているという現状から、非常に市町村ごとのバラつき、検体数のバラつき等もございませぬ。まずは交雑の判定基準を、現在、調査をしながら基準の設定に取り組んでいるところです。ですから、まず判定基準の設定、それからある程度の検体数の確保、そして交雑状況の判定。それを把握した上で、その対策を考えていく。実は、ニホンザルの生息域に外来種が入り込んでいるという前例もないというような状況で、また、実施をしながら検証していくというやり方になるかと思えます。ただ、ある程度判定基準あるいは検体数が揃った段階で公表するなり、あるいは計画の内容を変えるというようなことも考えております。

小野田委員　ありがとうございました。

やっぱり、保護上の観点からすると、交雑を防ぐという話は非常に難しい話だろうと思うんですね。ニホンザルの保護管理計画の中では、交雑の問題というのは種の危機みたいな話ですね、房総半島のニホンザルについては、これは一生懸命頑張ってもらえればありがたいと思いますね。

岡委員　アカゲザルの話が出たのですが、まだ3集団なんですね。歴史的なことは私は知らないですが、少ない間に完全駆除はできないのですか。

事務局（村井副主幹）　アカゲザルに関しても、先ほどから申し上げていますが、群れというのがありまして、アカゲザルに関しては群れの状況にある程度把握しておりますが、ニホンザル生息域内での交雑の進行というのが問題になるかと思えます。ニホンザルに関してはまだ群れが把握できていないという状況で、例えば群れの中でどの程度交雑が進行しているか。こっちの群れは進行してない、こっちの群れは進行しているという状況があるかと思えますので、その群れごとの対策も含めて、早急に、おっしゃるとおり、対策は

考えていかななくてはいけないと考えております。ただ、まだ交雑がどの程度進んでいるのか、そこら辺も、今、把握に努めているところです。

岡委員 時間的な問題でもあります。放獣による人為汚染は深刻なので、できるだけ早く取り除く方向でやっていただきたいと思います。

吉田部会長 ほかにいかがでしょうか。

中村委員 質問ですが、ニホンザルの群れの分布地と先ほどのニホンジカの保全調整区域は似ているような感じがするのですが、それに因果関係はないんですか。ニホンジカの保全調整区域というのがあったでしょう。それとニホンザルの分布区域というのが随分似ているような感じがしないでもないの。何か因果関係があるのかなと思って。

事務局（新津副主幹） ニホンジカとの因果関係については、私も、申しわけございません、わかりません。

中村委員 この地図を見ると、その地域が先ほどのと随分似ているから。保護地域でのニホンザル、そこはやっぱり安心というか、そんなことに何か関係があるのかな、因果関係があるのかなと思ったのですが。

事務局（村井副主幹） ニホンジカの調整地域の設定の仕方は、先ほど説明いたしました、林野率が 0.9%、公有林率が 0.5%以上で、ニホンジカの保全調整地域は基本的にはほとんど森林です。そういうところは被害が与えられる田畑が少ないということで設定しております。

サルの方につきましても、山奥に棲んでいる群れについては被害が少なからうということですので、基本的に山奥が設定されています。そういった意味で、似通った仕組みだということ。ただ、ニホンザルのほうが、シカのようにユニット単位ではないので、全くイコールではないのですが、選んでいるところは要するに山奥ということ。

吉田部会長 人工林も混じっていますけれども、自然林が混じったような森林地域がちょうどこういうところなので、サルの生息分布域もそうだし、シカの方の調整保全区域も同じような範囲になっているということだと思います。

ほかにいかがでしょうか。

今、委員の皆さんからたくさん御意見が出ましたが、ニホンザルに関しては、ニホンジカのように個体数や密度管理ではなくて群れ管理ということは御理解いただいたかと思いますが、それにしても、17 ページの生息数、群れ数の調査のデータを見ましても、平成 17 年までのデータで過去のデータで何とか推測しているという状況ですので、何とか最新の状況を把握していかないといけないと思いますし、先ほど中村委員からもお話がありましたように、テレメーターなどもきちっとつけていって、群れ管理が本当にできるような形を、そして小野田委員がおっしゃったような、被害防止に実質的に結びつくような対策を取らなければいけないということだと思います。

アカゲザルとの交雑に関しては、農林業被害のほうは市町村等の協力でということが言えるかもしれませんが、交雑の問題というのは県がかなり中心になって取り組まなければいけない部分だと思いますので、その辺については、小野田委員や岡委員からお話があったように、県がかなり主体となって取り組んでいく必要があるということだと思いますので、2次計画と3次計画、基本的には同じなのでしょうけれども、予算をつけていこうか、あるいは、今日いらっやいませんでしたが、羽山委員からもお話がありましたように、

現場で指示をすることができるようなマネージャーというか現場の指揮ができるような人が配置されるとか、何かもうちょっと抜本的な対策が取られないと、サルについては進展が難しいのかなという感じもいたします。その辺について、一応、計画は2次と3次と同じということは理解しましたがけれども、ぜひともそれを実行する体制づくり、そこらあたりに力を注いでいただきたいと思います。

ほかにご意見ございませんようでしたら、この執行をお諮りしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

吉田部会長 では、議案第2号「第3次千葉県特定鳥獣保護管理計画(ニホンザル)の策定について」、原案どおり了承するというところでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

吉田部会長 御異議ないものと認め、原案どおり了承することといたします。

議案第3号 第11次千葉県鳥獣保護事業計画の策定について(案)

吉田部会長 それでは、議案第3号「第11次千葉県鳥獣保護事業計画の策定について(案)」、事務局から説明をお願いいたします。

事務局(村井副主幹) 引き続き、議案第3号「第11次千葉県鳥獣保護事業計画の策定について」を説明いたします。

お手元の冊子のインデックス「議案第3号」の1ページを御覧ください。このページは第11次鳥獣保護事業計画(案)の概要になります。

一番上に四角で囲ったところがあります。最初の会長の御挨拶の中にもありましたが、鳥獣保護の事業計画は、鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律第3条の規定により環境省が策定する基本指針に則して、同法第4条に基づき知事が策定するものです。

それでは、インデックス「国通知」というところを開いていただきますと、最初に通知文がついております。国のほうから各知事に通知がありまして、その中に前回の指針との主な変更点が箇条書きで書かれております。

5枚ほどめくっていただきますと、目次が書いてあるページが出てくると思います。こちらからが国の定めた指針になります。

また戻っていただきまして、先ほどの「国通知」の1枚目を開けていただくと、左のほうにⅢ-1があります。主に国がやること書いてある箇所です。

もう1枚めくっていただきますと、Ⅲ-2があります。ここからが各都道府県でつくる事業計画に関する点の変更点が書かれているところです。

今回の変更点は、大きく言いますと2点大きな変更がありました。一つが、この見開きの右のページになりますが、「4. 狩猟免許を所有していない者に対する有害鳥獣捕獲許可について」ということで、これが一つの大きなポイントです。もう2枚めくっていただいて、左のページの「5. 愛玩のための飼養目的での捕獲について」、この二つが大きなポイントになります。

戻っていただいて、4. 捕獲許可から説明いたします。

この捕獲許可ですが、これに書かれたとおり、大型哺乳類の生息分布が拡大傾向にあり、鳥獣による生態系や農林水産物等への被害が一層深刻な状況にあることを踏まえ、地域ぐ

るみで捕獲圧を高めていくことが重要との考えから、有害捕獲における許可要件の緩和をすることが示されました。通常、有害鳥獣捕獲を行う場合は、使用する猟区に対応する狩猟免許を所有していることが許可の条件になりますが、一定の条件内では狩猟免許を所持しない方でも許可を受けることができるようにするためのものです。

通常の狩猟は、狩猟に使いたい猟具に対応する狩猟免許をまず取得して、それで狩猟したい都道府県に狩猟者登録をしてはじめて狩猟ができますが、この免許と登録を要しない狩猟という例外規定があります。この例外規定を有害捕獲許可に適用しようとするものが（１）にあたります。

具体的には、農林業被害の防止の目的で、農林業者が自らの事業地内において「囲いわな」を用いる場合。囲いわなですから、屋根がないいわなです。壁だけがあって、出入口が仕掛けで閉じるということで、屋根がない、上が開いた状態のものです。その囲いわなを用いる場合は、有害捕獲においても、わな猟免許を不要にしようとするものが（１）で、これは一つの緩和になります。

その下の（２）は、何回か新聞報道もありましたが、「有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者容認事業の全国展開」と言われているものです。これは、銃器は免許がなければ駄目ですが、銃器の使用以外の場合であって、実施にあたっての留意点が守られる場合に限って、このわな免許を使用しない方を、あくまでも補助者ですが、補助者として含むことができるようにしたものになります。

1枚めくっていただきますと、左のほうに①趣旨、②留意点、右側に「別添」ということで絵が描いてあります。

留意点のほうですが、留意点としては、②の「1)使用する猟具」としては、箱わな及び囲いわなを基本とするということです。あと、場合によってはくくりわな等も認めるということですが、基本的には箱わなと囲いわなということです。

あと、「2)捕獲技術、安全性等の確保」ということで、一つ目は、補助従事者を含むことができる許可申請というのは、申請者自身が、指定法人といたしまして、地方公共団体とか、国とか、農協とか、森林組合とか、そういった国のほうで指定している法人に限るということ、個人の方の申請では対象外ですということが一つあります。

それと、この補助従事者は、この中に「講習会や研修を通じて」と書いてありますが、こういった法令や猟具の取り扱いといったものの講習会を受講する義務があります。それと保険加入というのがあります。こういった形で、補助従事者をカバーする保険に加入することが必要となっております。

右の絵のページをご覧ください。

では、補助従事者はどういう位置づけで行われるのかということですが、補助従事者というのは免許不要者ということで、黒い人間の形をしている者が補助従事者になります。白抜きの人間の形をしているのが従来の免許所持している方、捕獲許可を受けた従事者になります。補助者というのは、単独で行動するのではなくて、免許を持った方の指導のもと、チームを組んでもらって、その指揮下において行うということになります。

補助従事者が単独でできるものは、この役割分担のところから矢印が引いてあって絵が描いてありますが、その中の、右の上のほうの「わなの点検、エサまき、通報」、これのみが補助従事者が単独でできる行為とされております。それ以外の、わなの設置、止めさ

し——捕獲物が入っていて止めを刺す行為、わなの撤去——終わった後にわなの回収とい
いますか撤去をするのですが、これらについては単独で行うことはできず、免許を持った
方、通常の捕獲従事者の指導のもと、そのお手伝いだけができますというものになります
ので、単独でできるものはこういう形でかなり制限はされておりますが、このような形で
位置づけられているということです。

これらの緩和措置は2点ありますが、これについては環境省の指針に沿って本県の事業
計画（案）にも盛り込んでいますところですが、

もう一点の大きな変更点ですが、「愛玩のための飼養目的の捕獲について」ということ
で、「愛玩のための飼養目的の捕獲許可」という捕獲許可の項目がありまして、現状では、
メジロ1種について一個人で1羽までは許可していいですよとなっております。それを、
今回の指針で、楽しみのために飼いたいので捕獲したいという愛玩のための飼養目的の捕
獲許可は原則として許可しないことと、今後愛玩のための飼養目的の捕獲については廃止
を検討すること、この二つが新たに盛り込まれております。

千葉県の場合ですと、昭和55年以降、新規の愛玩のための飼養目的の捕獲許可は出し
ておりませんので、今回の変更はありましたが、引き続き許可しない方針で計画しており
ます。なお、昭和55年のときには、環境省から全都道府県に「愛玩のための飼養は保護
の観点から芳しくないのを自粛するように」といった趣旨の通知文が出されました。それ
を踏まえて、千葉県では、それ以降、新規の捕獲許可は行っておりません。

それでは、「議案第3号」のインデックスの概要から説明いたします。

1 ページ目をお開きください。

計画期間は、平成24年4月1日から29年3月31日までの5年間です。

2番目として「鳥獣保護区、特別保護区、休猟区に関する事項」ということで、考え方
は10次計画を継承しています。今回の指針のほうでも特に変更点はございませんでした。
これについては、本県の生物多様性を保全する上で鳥獣の保護が特に必要と認められる地
域について、利害関係人の方々の理解を求めつつ、鳥獣保護の指定を行うということです。

11次では、新規指定する鳥獣保護区を2カ所、計画に盛り込んでおります。銚子鳥獣
保護区と小櫃川河口鳥獣保護区です。場所については、7ページ、上のほうが銚子鳥獣保
護区で、利根川の河口です。太平洋に突き出たところ、陸地と海の部分が対象になってお
ります。もう一つの小櫃川河口鳥獣保護区は下の絵です。御覧のとおり、木更津市の小櫃
川の河口の陸地部分と、ここは遠浅のところですが、その海の部分を計画地として計画し
ております。

それと、拡大する鳥獣保護区として1カ所、夷隅鳥獣保護区というのがあります。それ
は8ページ、下のほうが現在の夷隅鳥獣保護区です。上のほうに、色は塗ってないですが、
赤いラインで囲ってあるところがありますが、これは椎木堰・中原堰鳥獣保護区で、その
間の斜線を引いた赤いところが拡大予定地で、現況は、銃猟は禁止されている地区として、
特定猟具使用禁止区域（銃器）に指定されているところです。上のほうと下のほうの鳥獣
保護区を一体的に保護管理を図るということで、ここを拡大する計画が1カ所あります。

また1ページに戻っていただきまして、期間満了する鳥獣保護区として1カ所。これは
成田市にある公津鳥獣保護区で、面積は小さい、市街地にあるようなところですが、こ
ちらについては計画期間満了とともに更新をしないということで、満了するということです。

内容としては、開発による指定理由の消滅ということで、開発が進んで鳥獣が生息するような環境でなくなったということになります。ただ、とはいっても、人家がすべてできているわけではないので、万が一、銃で狩猟する方がいて、また近所で危険だということがあるといけないので、鳥獣保護区の更新はしませんが、その場所については銃を禁止する特定猟具使用禁止区域へ移行ということになっております。

それから、統合更新する鳥獣保護区と統合廃止する鳥獣保護区です。これは隣接しているので一つにまとめようということ。下の1カ所400haを上のところまとめるということで、プラス・マイナス・ゼロということ。す。

あと、更新する鳥獣保護区が32カ所あります。これで約1万9,000haです。

この表の下に書いてありますが、既存の指定地区は、現在では60カ所、約4万1,498haありますが、それが2カ所増えて、1カ所拡大して、一部縮小ということになります。この計画満了時には同じ60カ所で4万3,303haになります。

「(2) 特別保護地区」ですが、これは考え方も10次計画を継承して、満了を迎える4カ所を再指定するという事です。これも計画期間中に、神戸、富津岬、嶺岡山、笠森のそれぞれの鳥獣保護区内に特別保護地区というのが4カ所ありますので、それを更新するという事で、現在は6カ所、更新しますのでそれも引き続きということ、計画満了時でも同じ6カ所で、全部合わせて427haとなります。

次に「(3) 休猟区」ですが、これについては、前回の10次計画は設定しておりませんので、これについても新規の指定計画はしておりません。

次に、「3 鳥獣の人工増殖及び放鳥に関する事項」です。これについての考え方は指針では変わっておりません。継承ということ。減少傾向にあるヤマドリを鳥獣保護区等に放鳥するという事。放鳥計画は年に150羽です。

ここで若干変えました。10次計画でヤマドリの放鳥場所を鳥獣保護区に限定して計画していましたが、ヤマドリは縄張り性のあるものですので、既に縄張りのあるところに放すと、そこから追い出されてしまって定着が難しいというのが一つと、あと、特にイノシシ等が増えましてヤマドリの卵を食べてしまうので、鳥獣保護区内だけですと適地が少なくなっているということもあって、場合によっては銃を禁止する地区であっても放鳥できるようにしたというのがちょっと変えたところ。そこで「等」というのが一つ入っております。それについては本文のほうには記載しておりますが、そういったことで対象を多少広げて柔軟に対応したいと考えております。

放鳥計画数ですが、10次計画までは年200羽を計画しておりましたが、150羽ということで、年50羽の減ということになっております。

2ページ、「4 鳥獣の捕獲等及び鳥獣の卵の採取等の許可に関する事項」です。

「(1) 鳥獣の区分と保護の考え方」ということで、鳥獣保護の対象種は日本に生息する野生鳥獣ということになります。これを四つの区分に分けるということ。この区分自体は10次計画にもあって、同じ区分ですが、以前は「その他」に入っていたが、これが「捕獲許可」の項目に指針で移動になったということ。

内容については、指針自体は変わっておりませんが、「希少鳥獣」ということで、対象種としては「環境省が作成したレッドリストにおいて絶滅危惧ⅠA・ⅠB類及びⅡ類に該当する鳥獣で鳥獣保護法第7条第5項に基づき環境大臣が定めるもの並びに千葉県レッド

リスト（動物編）のAに分類される鳥獣」というものを希少鳥獣と位置づけております。

この考え方としては、種及び個体群の存続に努めるということです。

「②狩猟鳥獣」ですが、これは一般的に狩猟ができる鳥獣です。種によっては、数が減っている場合、管理が必要な場合については、狩猟鳥獣ですが国が捕獲を禁止しているものや、捕獲の数、頭数、羽数を、1日何羽までとか、猟期何羽までとかいう形で数を制限しているものもあります。また、期間を限定して、オス・メス分けて禁止しているものもあります。そういった国が定める狩猟鳥獣ということです。

保護の考え方ですが、狩猟鳥獣ですので、持続的な利用が可能になるよう保護管理に努めること。ただ、今回の視点の中で外来種というものが位置づけられまして、これらについては、③に書いてありますが、基本的には、積極的に捕獲をなささいといった位置づけになっております。ですので、狩猟鳥獣の中にも外来種が混じっております。狩猟によって数を減らすというような目的で狩猟鳥獣になっておりますが、これらの種類については、資源管理として持続的に可能というものではなくて、③の外来種等に準じた管理を図るものということになっております。

「③外来鳥獣等」ですが、こちらのほうは国の指針に沿って修正したところです。対象種としては、「本来の生息地以外の人為的に導入され生態系や農林水産業等に係る被害を生じさせている鳥獣」ということで、外来種であっても被害がなければ該当しませんという条件もついておりますが、こういう形です。これについては、狩猟及び有害鳥獣捕獲を推進し、被害の防止に努めるということです。

「一般鳥獣」というのは、①②③以外のものとなります。必要に応じて対策を講じるということです。

(2) 捕獲許可のところですが、この方針の中でアンダーラインを引いたところが、さっき説明しましたが、有害鳥獣について捕獲を促進しなければいけないということで、こういった文章が付け加わっております。通常の捕獲許可というのはアンダーラインのないところですが、有害鳥獣捕獲のための許可は「被害等が生じているか又はそのおそれがあり、原則として防除対策によっても被害等が防止できないと認められるときに行う」という条件があります。被害があつてすぐ捕獲ではなくて、被害があつて、それで何らかの、追い払いとか、ネットを張るとか、そういった対策を取っても無理だといった場合に許可することなのですが、「外来鳥獣等についてはこの限りではない」というのが付け加わっております。ですので、被害が生じていようが生じていまいが、防除対策を取ろうとするまいが、申請があれば許可しなさいということになります。

また、特に外来鳥獣等については、「当該鳥獣根絶又は抑制するために積極的な有害鳥獣捕獲を推進するものとする」という位置づけになっております。

「イ 許可基準の緩和」です。ここは一文で書いてありますが、「わな猟免許を所持していない者でも補助者として従事者に含むことができるものとする」ということです。ここには一例しか書いてありませんが、これが先ほど説明した国の指針によって緩和されるものです。囲いわなのものも同様に国の基準に合わせて緩和する予定です。

条件については、先ほど説明したとおりです。

補助者ができる行為についても説明したとおりです。ただ、先ほどの国のほうの通知書の中では書いてありませんでしたが、こちらのほうから問い合わせ等で確認したところで

すと、「仕掛けの見回り」というのがあったと思いますが、誤作動による仕掛けの再セットはできると。ただ、捕獲許可を得て獲ろうとした鳥獣でないものがかかった場合、これを「錯誤捕獲」と呼んでおりますが、例えばイノシシの捕獲許可を得て、イノシシ目的で仕掛けたけれども例えばタヌキが入ったというような場合については、再セットはできません。タヌキを逃がして、また仕掛け直すということはできません。あくまでも免許を持った従事者に連絡して、その方のもとで補助者として再セットを行うというふうに聞いておりますので、県のほうでも同様の扱いとする予定です。

「②愛玩のための飼養目的」、これも先ほど説明したとおりですので、本計画期間も継続して許可をしないということで計画しております。

次に、「5 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項」です。これも、考え方は変わっておりません。

「(1) 特定猟具使用禁止区域」というのは、ある特定の用具に限って使用を禁止するものですので、禁猟区というような考えではなくて、例えば鉄砲なら鉄砲だけ、わなならわなだけ、鉄砲とわな両方だけということで、網はできるとか、そのように猟具を限って禁止するものです。銃猟またはわな猟に伴う危険を予防するために特定猟具使用禁止区域を指定するという事です。

①、これが計画になります。

拡大する特定猟具使用禁止区域が2カ所。

縮小する特定猟具使用禁止区域が2カ所。この縮小というのは、現在銃猟を禁止している地区を鳥獣保護区に移行するために縮小するという事です。

統合再指定する特定猟具使用禁止区域が4カ所です。隣接するところと一まとめにしていくという事です。

統合廃止する特定猟具使用禁止区域が6カ所。これは他のほうに移るということからマイナスになりますが、このマイナス分がすべて上のほうにいくということで、プラス・マイナス・ゼロという事です。

再指定する特定猟具使用禁止区域が109カ所です。

これによって、この表の下になりますが、現在では226カ所で約19万haありますが、それが計画終了時には、統合したり、鳥獣保護区へ移行する結果、6カ所減って220カ所です。面積的にも、鳥獣保護区に移行する部分がありますので、その部分等が減って、拡大するところもあるので、プラスとマイナスで若干減るという事です、同様に約19万haという事です。

「②特定猟具使用禁止区域（わな）」というのがあります。これについては、計画期間内に更新が切れる時期ではないので、これはそのままということになります。

「(2) 特定猟具使用制限区域」「(3) 猟区」については、計画はございません。

次に、「6 特定鳥獣保護管理計画の作成に関する事項」です。これについても考え方は変わっておりません。個体数の著しい増加または分布域の拡大により顕著な農林水産業被害等の人とあつれきが深刻化している鳥獣等であって、長期的な観点から当該鳥獣の地域個体群の安定的な維持及び保護管理を図る必要が認められるものを対象として作成するという事で、千葉県においては、現在、第1号、第2号議案で御審議いただきましたが、ニホンザルとニホンジカを設定しております。

今日御審議いただいているのは3次計画になりますが、この11次計画期間と同時に経過期間が終了しますので、それが切れる前の年に策定するというので、この11次計画の最後の年、28年度に、それぞれ次の計画、3次計画の次の4次計画をつくるというふうに計画しているのがこの表になります。

次に、4ページ、「7 鳥獣の生息状況の調査に関する事項」です。これについては継承ということですが、科学的知見に基づいた適正な鳥獣の保護管理を図るため、鳥獣の生息状況等について、鳥獣生息分布調査、希少鳥獣等保護調査、ガン・カモ・ハクチョウ類調査、狩猟実態調査等を行うとなっております。

また、イノシシなど有害鳥獣捕獲による捕獲情報を迅速かつ効果的に集積し、有害鳥獣による被害の防止及び有効な捕獲に資するため、情報システムの整備及び活用を図るということで、現在でもイノシシで捕獲マップというのをインターネットで公開しております、どこでよく捕獲されたかというのを色の濃淡で出しているものがありますが、そういったものです。

「8 鳥獣保護事業の実施体制の整備に関する事項」です。

(1) が「鳥獣行政担当職員及び鳥獣保護員」の事項で、鳥獣保護事業の実施及び狩猟の適正化のため、鳥獣行政担当職員による指導取締り体制を整備するとともに、適正な人員の鳥獣保護員119名を配置するという事です。10次計画は121名となっておりますが、2名減ということです。

鳥獣保護員の中には、有償鳥獣保護員と無償鳥獣保護員の別がありまして、通常お願いしているのが有償鳥獣保護員で、狩猟の取締り、有害鳥獣駆除にあたっての指導、各種鳥獣の調査等をお願いしているのですが、そのほかに、無償鳥獣保護員という方も何名かいらっしゃいます。これについては、通常、その方の本来の業務の中で併せて行うというものなので、特に限られた地区になります。例えば東大演習林の中の東大演習林の職員の方であるとか、県民の森の中で行う県民の森の管理を受託している指定管理者の方であるとか、宮内庁のカモ場の中で行う宮内庁職員の方とか、そういった無償の方がおりますが、そういった方の中で、東大の演習林のほうで人員削減があったこと、勝浦市の職員1名を無償として10次計画では計画しておりましたが、それが1名減ということで、合計2名減ということで、通常の有償鳥獣保護員については増減なしということになっております。

「(2) 保護管理の担い手」ということですが、担い手対策の強化ということで、国の指針のほうにも「担い手対策の強化」というのがうたわれております。これについては、鳥獣による農林水産物等への甚大な被害が発生しており、被害の発生状況を踏まえた鳥獣の保護管理や個体数管理の適正かつ効果的及び安全な実施を行うことができる人材の育成及び確保に努めるということです。それで、このアンダーラインのところですが、特に市町村が実施する有害捕獲事業の担い手の育成・確保が必要であることから、わな猟免許の取得を促進し、地域の被害を地域で解決するための体制づくりを推進するというようにしております。

現在、県内では、例えば銃器で有害駆除に従事されている方は約1,000名おられまして、この方々については数は減っていないということです。ただ、一般狩猟者は、特に銃猟の方が年々大きく減っているところですが、実際の地元の市町村の駆除の従事者として活躍されている銃猟の方については1,000名程度確保して維持しているところですが、ただ、捕

獲しなければいけない頭数はまだまだ多いので、そういった中で、特にわな免許の取得を推進して、わなで捕獲される方を増やして地域ぐるみで対策に取り組むことができるようにするというのがここになります。実際、今年度から、市町村捕獲の従事者になる方がわな免許を取得する場合には、県のほうで補助事業が新たに開始されたところです。

「(3) 鳥獣保護センター」ということで、これは10次計画の継承です。野鳥観察、環境学習の場であるとともに傷病鳥救護のための傷病鳥収容・回復訓練施設としても設置している千葉県行徳野鳥観察舎を引き続き維持したいと考えております。

「9 その他」です。

「(1) 鳥獣保護事業をめぐる現状と課題」ということで、現状と課題を例記する項目があります。

「①鳥獣保護管理」ということで、国の指針で外来種等の積極的な捕獲が位置づけられたことから、在来種と外来種とを区別して記載してあります。県全域において、人と鳥獣のあつれきが増している。このような状況において、鳥獣による被害を軽減して、人と在来鳥獣が共存する豊かな自然環境を次の世代に引き継いでいくためには、関係者の合意のもと、在来鳥獣の科学的・計画的な保護管理及び外来鳥獣等の防除の促進が必要であるということで、引き継いでいくというのが在来であって、防除していく、引き継いでいかなないものとして外来ということに分けてあります。

「②鳥獣保護区」です。これは10次計画と考え方は同じです。問題点としては、鳥獣の被害が増加する中、鳥獣保護区の指定について、関係者の理解が得られにくい状況にあります。本県においては干潟や河口域など広域的な見地から鳥獣の貴重な生息地があり、引き続き関係者の理解を得られるように努める必要があるということです。

「③狩猟」ということで、国の指針に沿って新たに書き起こしているところです。

国のほうの指針にも書いてあるのですが、狩猟として問題点として国のほうが認識しているのが、楽しみのための狩猟者が減っていることを問題視しているわけではなくて、個体数の調整の担い手としての狩猟者が減ることに対しての危惧ということで書いてありますので、その③と④は似たような問題意識になってくるのですが、この資料の中の「本県の鳥獣管理は主に市町村が実施主体である管理された有害鳥獣捕獲により担われており、狩猟による捕獲数は有害鳥獣捕獲に比較して少ないが、一定の役割を果たしている」というのが本県の状況です。通常都道府県では、圧倒的に捕獲数が多いのは狩猟になります。千葉県においては狩猟という割合はかなり少なく、管理された市町村事業で捕獲される頭数が多いというのが一つの特徴になっておりますが、少ないとは言え狩猟も一定の役割を果たしているということです。

一方、有害捕獲従事者の数は、近年、1,000名前後で横ばいしていますが、その母体となる狩猟者は高齢化等で減少しているため、鳥獣保護管理に関する専門性を持った人材の確保も図る必要があるということです。これは問題点の記載だけですが、図る必要があるということです。

「④有害鳥獣捕獲」です。地域ぐるみで対策を図るため、地域の人を核とした従事者を確保し、地域が一体となった捕獲体制の整備を促進していく必要があるということです。

「⑤感染症」です。高病原性鳥インフルエンザは、家畜産業に及ぼす影響は甚大であり、濃密な接触を通じて人にも感染する可能性があることから、関係部局と連携し、発生

の抑制と被害の最小化に努めていく必要があるということです。ここについては、下のほうにも出てきますが、こういったことです。今年は幸い出ておりませんが、昨年はかなり全国的に発生したところです。

次に「(2) 狩猟の適正管理」です。狩猟免許更新時における講習会で関係法令の順守や事故防止の指導徹底を通じ、事故発生の未然防止に努めるということです。

「(3) 入猟者承認制度に関する事項」です。個体群管理等の必要がある狩猟鳥獣について、入猟者承認制度に基づく狩猟規制を行うということです。本計画期間に行う対象鳥獣は、ニホンジカを候補とし、別途定める特定鳥獣保護管理計画により定めるものとする。具体的には、午前中に御審議いただいたニホンジカの第3次計画に盛り込まれています。

「(4) 傷病鳥獣救護の基本的な対応」です。国の指針に新たに盛り込まれたのが、感染症対策というのが一つ追加になっております。鳥獣保護思想の普及啓発を図るため、引き続き傷病野生鳥獣救護事業の実施に努め、発見した傷病鳥獣を助けたいとする県民の方々のサポートを行うということです。また、救護した鳥獣は、家畜伝染病あるいは公衆衛生上重要な感染症に感染しているおそれがある場合は、速やかに関係機関へ通報する体制を整えるということです。

「(5) 安易な餌付けの防止」ということ。これについても感染症対策としての位置づけが加わっております。もともと安易な餌付け防止というのはあったわけですが、その中に、感染症としてもこういったものを防止しなければいけないというのがあります。鳥獣への安易な餌付けは、人の与える食べ物への依存、人馴れが進むこと等による人身被害、農作物被害、鳥獣同士の個体間の接触が進むことによる鳥インフルエンザ等の感染症の拡大、また餌付けを行った人による感染症の伝播等の誘因となり、生態系や鳥獣保護管理への影響を生じさせるおそれがあるということです。このため、地域における鳥獣の生息状況や鳥獣被害の発生状況を踏まえ、安易な餌付けの防止について普及啓発等に努める必要があるということです。

「(6) 感染症への対策」ということで、これについては国のほうで対策が拡充されております。

一つ目が「高病原性鳥インフルエンザについて」ということで、人畜共通感染症であり、かつ家さんへの影響が大きいことから、死亡野鳥等における高病原性鳥インフルエンザに係る対策マニュアル等に基づき、ウイルス保有状況調査等を実施する体制を整備するとともに、国や県内の関係機関と連帯体制を構築するということです。これは、昨年9月に、国のほうで鳥インフルエンザの対応マニュアルの改定がありました。この11次計画に合わせてというよりも、昨年度は、かなり鳥インフルエンザが発生したことを踏まえて、国のほうで対応マニュアルの改定が行われ、それが9月に示されました。それを受けて、千葉県においても、それに対応するべく関係機関と調整した上で、12月にマニュアルの改定を行ったところです。

「②その他の感染症」ということで、その他の人畜共通感染症または家畜に影響の大きい感染症については、鳥獣の異常死または傷病鳥獣の状況等により把握に努めるということです。

「(7) 普及啓発」です。これも10次計画の継承ということで変更はありませんが、愛鳥週間等を通じて、鳥獣保護思想の普及啓発を図るとともに、違法捕獲、違法狩猟が行わ

ることがないように周知徹底を図るといった内容になっております。

10次計画の母体の上に国の指針の変更点を盛り込みつつ計画したのが11次計画になります。

以上で説明を終わります。

吉田部会長　　ありがとうございました。

多岐にわたっておりますが、第11次鳥獣保護事業計画（案）について、御意見、御質問ございますか。

勝山委員　　1ページの2の「(1)鳥獣保護区」、これは「10次計画を継承する」となっていて、その下の枠の中では、一番上の新規指定する鳥獣保護区が2カ所という記載があるのですが、10次計画でもこの2カ所は新規指定ということで掲げてあったのでしょうか。

事務局（村井副主幹）　　文章が誤解を生むようなもので失礼いたしました。

「計画を継承」というのは、考え方を継承するという意味で、個別については連動しておりません。鳥獣保護区の実態自体は10次計画と11次計画で変更はないという意味ですので、個々の場所についての継承という意味ではございません。

勝山委員　　したがって、今回新規指定する2カ所というのは、まさに今回、地域をはじめて掲げたということですね。

事務局（村井副主幹）　　10次計画でも、ここは2カ所、新規計画を計画しておりました。しておりましたが、利害関係人等の意見調整がうまくいかずに設定できなかったところを、また引き続き新規計画として計上しているのです、上のほうの継承という意味ではないのですが、10次計画と同じ地域、箇所になります。

勝山委員　　この文章は、「本県の生物多様性を保全する上で鳥獣の保護が特に必要と認められる地域について、利害関係人の理解を求め、鳥獣保護区の指定を行う」と書いてありますが、厳密に言うと、「鳥獣保護区の指定を目指す」という意味合いという理解でよろしいですか。

事務局（村井副主幹）　　そのとおりです。

勝山委員　　わかりました。

吉田部会長　　ほかに、御意見、御質問ございませんか。

岡委員　　勝山委員の今の質問に関連します。先般、生物多様性の千葉県バージョンが策定され、その中で「里山と里海」の保全をすることをうたいました。この言葉は千葉県の自然環境を反映しています。干潟の保全、海域の保全指定は、千葉バージョンを具体的に進める上で必要と思っております。

7ページ、小櫃川河口域鳥獣保護区指定予定区域で、干潟のより陸地に近いところだけ指定を目指すとなっておりますが、海側の干潟が切れている、指定外になっているのはどうしてなのでしょう。

事務局（村井副主幹）　　この干潟の区域設定につきましては、実は、小櫃川河口域については、今は11次計画ですけれども、4次計画から計画がありまして、地元の反対があって指定に至っていないところなんです。そういったこともあって、上のほう、薄くなっているところが干潟ですので、計画上は上にあってもなくても同じなのですが、まずは設定できるかどうかというところのラインだと思うので、少ない面積で、なるべく反発の少ないように取りかかっているところということで、こうやって切れているものと理解しております。

岡委員 状況はわかりました。

小野田委員 教えてもらいたいのですが、鳥獣保護事業計画は千葉県の野生鳥獣の物事を進めるときが一番の原点になるかと思うのですが、そもそも千葉県で野生鳥獣というものについて何種類いるかという話になると大変な話なんだけれども、そういうものの生息状況はどういう状況にあるか、簡単に表したものが何かあるのかな。

事務局（村井副主幹） 中央博物館の「千葉県の哺乳類」であるとか、そういったものは記載があって、千葉県にはどういった哺乳類が確認されているのかというのが一つあります。鳥類については、鳥類自体が移動といいますか渡りをしたりするので、ある年に来ただけのものもあるし、通常はいないけれども来たときもあるということなので、実際にどのくらいの種類の鳥がいるのかというのはうちのほうでは把握しておりませんが、基本的には、ベースとしているのは狩猟鳥獣ということ。それと、多様性センターのほうで出しているレッドリストというのがありますので、その中で、生息している鳥獣の中で注意を要すべき種類というのが列記されておりますので、そういったものであるとか、あとは、鳥獣保護法ですと野生化したものはすべて保護の対象になりますので、例えば仮にペットで日本に生息していない鳥獣でも、野生化したと認定されれば鳥獣保護法の対象種になるということで、実際は、年によっても変わるでしょうということ、具体的にはこれまで何種類いるかというのは数字としては出しておりません。

小野田委員 例えば、狩猟鳥獣でスズメなんか、最近の新聞を見ると「スズメは随分減りましたよ」なんていう話が出てくるでしょう。スズメも狩猟鳥獣だから捕まえていいんでしょうけれども、だけど、やはり鳥獣保護事業計画というから、鳥の話もあるけれども、ではタヌキはどのくらいいるんだとかいう話で、タヌキは守らなければいけないのか、アナグマも守らなければいけないのかという話でもって、いろいろな種類が千葉県の中に住んでいると思うんだけど、そういう鳥獣を対象とした保護事業計画なのか、鳥獣保護区という話でそれを設定するだけの鳥獣保護事業計画なのかという話になると、何かその辺のところはまたわからなくなってきたのだけれども。そういう面からも、やっぱり千葉県は、例えばシギ・チドリが海岸線にいれば、それを守りましょうという話があるとすれば、そういう鳥獣が千葉県の野生鳥獣ですよというような話で。それは時期・時期で違ってもわからないし、休んでどこかへ飛んでいっちゃうよという話もあるんでしょうけれども、やはり、生物多様性しかないんですけれども、いろんな種類の野生鳥獣がいますよ、そういうものに対して鳥獣保護事業計画というのはどういうふうに関与していくのだという部分が、説明を受けてもちょっとわからなかったなという気が私はするので、できればもう少し、千葉県に生息する野生鳥獣等は今こういう状況だからこういうことをやっていかなければいけないんだよというようなことが、場合によっては特記的であってもいいのかなと思うのですけれどもね。そんなことがちょっと気になりましたものですから、これは一つ意見として言わせてもらいました。

吉田部会長 千葉県に生息する鳥獣の実態把握というものをきちっとしてほしいという御要望かと思えます。

ほかに御意見ございますか

鈴木委員 今やっている鳥獣部会のほうでは、狩猟と適正な鳥獣の保護管理というようなことで目的があると思うんです。ですから今まで、ニホンザルでも何でも交雑を防ぐためには

やりましょうということであって、今はここでは捕獲としておりますが、駆除という観点からいけば、防護柵等を800kmとかいろいろなここに明示されておりますが、その財源は環境部のみの財源で行っているわけですか。

事務局（村井副主幹） 防護柵に関しては農林のほうの財源です。

鈴木委員 農林がやるのですか。

事務局（村井副主幹） そうです。農林部の予算ですので、当課の事業ではないです。うちのほうは捕獲のほうをやります。

鈴木委員 ここで保護管理をいろいろ審議しておりますが、農林のほうの姿はなかなか出てこないですね。被害を大きくクローズアップしておりますが、種の保存はこちらでいいのですが、被害のほうは農林のほうになると思うんです。その辺の県の財政を見れば、環境のほうの財政は少ないと思うんです。農林のほうはかなりある。その方々にここに出てきてもらっていろいろと話を一緒にしてもらおうことが、この鳥獣部会のいろいろな面でのためになるのではないかと。何回となく出席していますが、そのように感じましたので、考えておいてください。

吉田部会長 農林と一緒に対策本部をつくっていらっしゃるので、そのあたりを御説明いただいたらいかがでしょうか。

庄司有害鳥獣・三番瀬担当部長 私のほうから少しお話しさせていただこうかと思いますが、千葉県では野生鳥獣対策本部というのをつくっておりますが、これはどういう目的でつくったかといいますと、御案内のとおり、野生鳥獣、有害鳥獣の農林産物に対する被害が大変大きいものがある。特にその中でもイノシシについては、22年度において農林業全体で3億6,000万円の被害があったのですが、そのうち1億7,700万円ほどがイノシシによる被害ということで、約半分に近い被害が出ております。イノシシだけではないですが、ほかにも、アライグマ、ハクビシン、鳥類で言えばカラスをはじめさまざまな鳥獣が農林業に対して被害をなしているということがございます。

そうした中で、話がちょっと大きくなってしまっていて恐縮ですが、農作物に被害を及ぼすことが農家にとって非常にダメージになるし、その農家の方々が被害を受けることによって営農意欲をなくされる、これが一番の鳥獣被害だと思っております。ですから、そういうことがないように有害鳥獣を何とか抑えていこうということで、環境部、農林部、そして関係各機関の皆様方、猟友会さん、そして農協さん、共済さんにも加わっていただき、一番被害を受ける農家の方々とお話しして下さっている市町村の代表者の方にも加わっていただいて、野生鳥獣対策本部というものを19年の1月に設立いたしました。実は私、その野生鳥獣対策本部の本部長を仰せつかっておるわけですが、そこでは、今、鈴木猟友会会長さんからお話がありましたように、農林部と環境部、両方一緒になって取り組んでいかなければいけないということで、対策を練っているところでございます。

この環境審議会の鳥獣部会については、環境審議会そのものが環境部の所管ですから、私ども自然保護課が中心になってやらせていただいているわけですが、今お話しいただいたような形で、農林部にも案件によってはこちらに来ていただくことができないか、農林部とも調整をさせていただきたいと思っております。

話が広がって申しわけございませんが、農林業被害に対しては県を挙げて取り組んでおりますので、いろいろな場を借りてお話し申し上げているところですが、関係各機関の

皆様方にはぜひ御協力をお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

どうもありがとうございました。

吉田部会長　　ありがとうございます。

中村委員　　私も全く同感ですね。有機的な連携を保ちながら進めていただければと思います。

庄司有害鳥獣・三番瀬担当部長　　ありがとうございます。よろしくお願いたします。

吉田部会長　　ほかに御意見、御質問ございますか。

（「ありません」の声あり）

吉田部会長　　なければ、お諮りいたします。

議案第3号「第11次千葉県鳥獣保護事業計画の策定について（案）」について、原案どおり了承するというところでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

吉田部会長　　御異議ないものと認め、原案どおり了承することといたします。

以上で三つの議案の審議は終了いたします。

6. その他

吉田部会長　　次に、次第に「その他」とありますが、事務局から何かございますか。

（「イノシシ対策マニュアル」配付）

庄司有害鳥獣・三番瀬担当部長　　今お配りしておりますが、今日御審議いただいた議題とはちょっと離れてしまって申しわけございませんが、先ほども私はちょっと触れましたが、野生鳥獣対策本部で、今般、お手元にお配りした「イノシシ対策マニュアル」なるものをつくらせていただきました。これは、鳥獣被害、特にイノシシによる農林業被害が大変大きなものになっている、何とかしなければいけないということから、このマニュアルをつくらせていただきました。

ページをめくっていただきまして、「はじめに」の一番下のセンテンスですが、読み上げさせていただきます。

「今回、具体的な対策を行う際に必要となるイノシシの生態や被害発生メカニズムの情報、そして、技術的手法などをまとめたマニュアルを作成しました。地域のリーダーの方や、農林業団体、地域の農業事務所、市町村担当部署の方々には、地域ぐるみでの対策を行う際に参考にいただき、各地域において『地域ぐるみで地域を守る』というスローガンのもと、一丸となって、一日でも早く効果的な対策を進めていきたい」という思いでつくったものでございます。

右側を御覧になっていただければ、「もくじ」がございます。第1章ではイノシシの生態、第2章で被害の状況、第3章で被害対策の方法、そして第4章では獲ったイノシシ肉の資源利用、第5章では相談先を紹介させていただいております。是非、御覧いただくとともに、現場で御活用くださるようお願い申し上げます。

また、この「イノシシ対策マニュアル」の作成に合わせて、これを一つの契機として、これから各市町村や猟友会さん、農協さん、共済さんをはじめとした関係各機関の皆様と一緒にイノシシ対策計画をつくっていきたくて考えております。県として、事イノシシについてどういうふうに取り組んでいったらいいのかということで考えていきたくて思いま

すので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

まずはこの冊子を御覧になつていただいて、もし感想等ありましたら教えていただけるとありがたいのでございますが、よろしくお願ひいたします。

吉田部会長　　せつかくの機会ですので、何か御意見がございましたらお願ひいたします。

皆さんが考へている間に私が質問したいと思ひます。

13 ページ、流山市は「調査を実施できなかつた」に入つていますが、以前、イノシシが現れて、あまりにも分布が離れているから、これは飼つていたのが逃げたのかなという話もあつたのですが、今これを見たら、市川のあたりも点が打つてあるのですが、そういう江戸川沿ひに近い市のほうにもときどき現れるということなんでしょうか。

庄司有害鳥獣・三番瀬担当部長　　ええ、そういうことが実態のようです。実態として目撃情報があるということで、ここにプロットさせていただいております。

吉田部会長　　わかりました。かなり広がつているということですね。

庄司有害鳥獣・三番瀬担当部長　　中南部地域は、今日御審議いただいたとおり、サルであり、シカであり、大変な被害が出ています。またイノシシにおいても、同じ地域でこのように生息域が左のほうから右のほうに拡大してきているということで、大変深刻な問題だと受けとつております。ことに千葉県の農作物の農業生産高は今全国で3位ですが、都市近郊農業ということで、北部に広がってきますと、北部の畑に入っていくと大変な被害を及ぼすことが予想されますので、そうならないように今のうちに何とか叩かなければいけないと思つております。

被害金額が34億円に上るのではないかという試算が、15ページの右下のコラム欄に出ています。今現在は、平成22年度で3億6,000万円程度の農林業被害があるのですが、もしそのまま分布域が拡大すると、これはあくまでも一つの試算ではあるのですが、2行目にありますが、35億円（田んぼで3億円、畑で32億円）ということで、北総地帯は都市近郊農業ということで高い農作物をいっぱいつくつていますので、被害の拡大が懸念されるところです。被害が発生してからでは遅いので、何とか早いうちに皆さんの協力をいただきながらやつていかなければいけないと思つております。

吉田部会長　　皆さんから何か御意見ございますか。

鈴木委員　　印西のほうで研修会を開いたとか。イノシシの専門家をあれして講習会を開いて、基本的な増殖危険警報とか、いろいろなことの指導を受けてきたよという話を聞いたのですけれども。例えば、オスがいたら危険だとか、親子の姿を見たら駆除、どうしようもないとか。そういうような何か基本があるんでしょうかね。

庄司有害鳥獣・三番瀬担当部長　　私どもも、地域ごとに野生鳥獣対策本部の地域版というのが地域振興事務所単位にありまして、その中の夷隅とか長生、君津、安房あたりで各地域の農業事務所が中心になつてそういう研修会を行つておりまして、この間も君津の亀山で、広域的な防護柵を設置した状況などを2カ所、現地を見た上で講習会を行いました。

また、イノシシの出で来方によってどんな状況かわからないのかというお話ですが、研究者の方のお話ですと、7ページの下に書いてありますが、母親とメスの子どもはわりと一つのところにいるから固まつて行動するんだそうですけれども、そこからポンと離れたところでオスが先遣隊みたいな形で、サルだと離れザルなんて言いますが、オスがちょっと離れたところへ行つて活動する。だから、オスだけ出てきた場合にはまだ最初の

段階だけれども、そのオスに今度はメスがついてくると、そこで繁殖が始まって、メスとウリ坊が一緒のような状況が確認されると、もうそこは非常に被害が大きくなる可能性があるということです。オスだけ出てきている状態のところ、前進地域といったらいいのでしょうか、そういうところをまずは叩かないといけないということのようですね。

鈴木委員　うちのほうでも、親子連れ足跡があるんだよね。銚子のほうですけど。あの辺でも、今話を聞いたことを当てはめると、もうかなり危険地帯になっていて、駆除不可能状態になっちゃうのかなという懸念があります。

生息数ですか、13 ページのこれは 2010 年ですから、もう 2 年経って、赤が銚子のほうまで来ちゃっているわけですから、北総地域で発生しているということ。印西のほうでは車にぶつかってきたりで大変だし、大栄のほうでも、話を聞くと、頭がよくなっちゃって箱わなには入らないと。違う方法をとらなければ。方法はあるのですが、ここで話すのはちょっとあれなんですけれども、それをういなければもう獲れなくなっている。うちのほうの北総地域は、野菜地帯、根菜類地帯だから食べ物は豊富なんです。最初は、ニンジンなどのくずを山裾へ捨てておいて、それで畑への被害はなかったけれども、今度は頭数が増えてしまって、それで足らなくなってしまうと、田んぼをやったり、畑へ出たりして今大騒ぎになっている。3 年くらいで、もうそうになってしまう。ですから、早く鳥獣部会のほうで数多く話し合いをしながら対策を練っていく必要があるのではないかと、そのように考えております。

庄司有害鳥獣・三番瀬担当部長　ありがとうございます。

吉田部会長　分布拡大については、12 ページのコラムで、野外放逐で広がっているのではないということもありますから、わざわざ人為的に分布を拡大させるようなことは何とかやめてもらうようにしないといけないですね。

鈴木委員　千葉県のイノシシの発生も、一たん根絶して、増えてきたから、誰かが放したのではないかというようなことでこれだけ増えてきているのだけれども、地元の方の話を聞けば、イノシシは一晩で 100 キロ走ると。例えば、こちらにいた物体が翌日 100 キロ離れたところで捕獲された。そういうことが事実ありますので、大きな親は 100 キロ走る。それから言えば、今、山伝いにどんどん歩いてエリアをどんどん広げていっているという可能性も。放したということではなくて、自分たちが行動して行動範囲を広げているという考えでこの捕獲事業を展開していかなければ、大変なことになるのではないかと。今、部長さんがおっしゃったように、全国第 3 位の野菜とか農作物の生産県が、またどんどん被害によって落ちていってしまう。

それと、農作物でなくて、畜産もそうなんですよね。これがイノシシが出てきますと大変です。うちのほうは鶏舎や豚舎が多いですから、餌が豊富ですよ。その牧場、畜舎のほうへ入り込んだら大変なことになりますので、真剣に考えていただきたいと思います。

北総で繁殖しますと、銃を使えないんですよ、地形的に。わなとか、くくりとか、そういうのだけしか使えませんので、なかなか今度は困難になります。

庄司有害鳥獣・三番瀬担当部長　ですから、今のうちに何とか叩きたいという思いです。

鈴木委員　今のうちに叩いちゃう。そういうことです。

岡委員　海外の多くの例では、例えば島などにウサギを持ち込んだら、すごい罰金を科し、抑

制効果を上げています。千葉県は年間を通じて温暖なため、環境的な制約が少ないので、一たん放されると、特に根菜類好きなイノシシでは、いい栄養状態で越冬できる。環境教育と多額の罰金を科す両輪でやらないと、イタチごっこになる気がします。

鈴木委員 実際、今心配していたように、放されて増えちゃったんじゃないか。やはり、愛玩の鳥類と同じように、イノシシも飼ったら駄目ですよ。飼養したら駄目ですよ。でも、狩猟鳥獣だから、これは難しいと思うんだよね、その辺の取り締まりは。深刻ですよ。

吉田部会長 よろしいでしょうか。

ほかにございませんようでしたら、以上で終了したいと思います。

なお、本日の審議結果につきましては、環境審議会運営規程第6条の規定により、当審議会の会長の同意を得た上で審議会の議決として知事に答申されることとなります。

以上ですべての議事を終了いたします。御協力ありがとうございました。

これをもちまして議長の務めを解かせていただきます。

司会 吉田部会長、どうもありがとうございました。

委員の皆様には、本日はお忙しい中を御出席いただき、午前・午後と長時間にわたり御審議いただき、誠にありがとうございました。円滑な御審議によりまして予定より早く済むことができました。

会議の冒頭で署名人として指名されました小野田委員と勝山委員におかれましては、後日、4月になってしまうかと思いますが、議事録ができ上がりましたら署名をいただきに伺いますので、どうぞよろしく願いいたします。

7. 閉 会

司会 以上で、本日の千葉県環境審議会鳥獣部会を閉会といたします。今後ともどうぞよろしく願いいたします。

— 以上 —